

住民票の写し等 郵送請求の方法

次の4点を同封の上、住民登録地の市区町村の住民票担当課へ送付してください。

①申請書（以下の必要事項を記入してください。）

- ・ 請求する住民票等 住所、必要な人の名前
- ・ 何が必要か 住民票の写しか、除かれた住民票か、住民票記載事項証明か
世帯全員の分か、世帯一部の分か
本籍、続柄の記載が必要かどうか、個人番号の記載が必要かどうか
- ・ 何通必要か
- ・ 申請者情報 住所、氏名、生年月日、昼間連絡できる電話番号

②手数料分の定額小為替（郵便局で購入できます。）

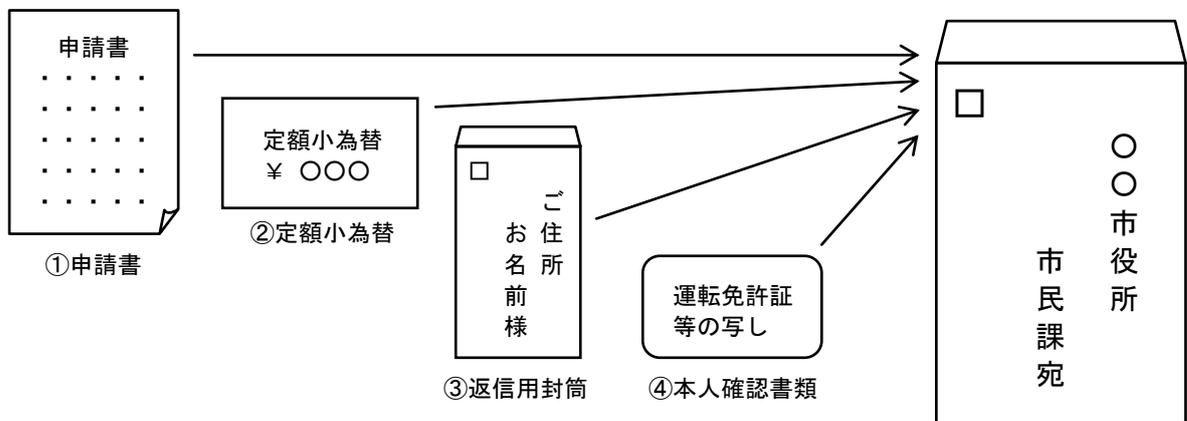
- ・ 手数料は、市町村によって異なりますので、事前にお問い合わせください。
- ・ 定額小為替は、発行から6ヶ月以内のものを何も記入しないで送りください。

③返信用封筒

- ・ 切手を貼り、宛先をご記入ください。（個人番号が記載された住民票については特定記録または簡易書留での返送となりますので、相当分の切手を添付してください。）
- ※宛先は、原則住民票の住所地となります。

④本人確認書類（下記の書類の写しを同封してください。）

運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、
その他国又は地方公共団体が発行した免許証・許可証・資格証明書、
健康保険証、年金（手帳・証書） など



【その他注意事項】

- 代理人が請求する場合は、代理人であることが確認できる資料（委任状など）が必要です
- 本人・本人と同一世帯の方以外の方が住民票の写し等を請求する場合は、請求理由を明らかにしてください。また、請求理由を裏づける資料の提供を求められます。
- 個人番号を記載した住民票を代理人が申請する場合は取扱いが異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

普通郵便での請求は、郵便事情等により、7～10日程度日数を要する場合がありますので、お急ぎの方は速達をご利用ください。

証明書の種類	明石市の手数料
住民票の写し	300円
除かれた住民票の写し	300円
住民票記載事項証明	300円

※ 偽りその他不正な手段により、住民票の写し等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。